

## 県職員の自転車乗用ヘルメット着用宣言

本県では、「自転車新文化」を広く全国に発信し、県全域で誰もが自転車に親しみ、楽しめる「愛媛マルゴト自転車道」作戦を展開するとともに、自転車安全利用の意識の向上などを目的に「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行するなど、自転車を活用した地域振興と自転車の安全利用を両輪として、「愛媛県全体を『サイクリング・パラダイス』にする」ことを目指しています。

そのような中、県内で発生した自転車事故において、ヘルメット着用により一命をとりとめたケースもあるなど、その有効性が確認されているところであり、改めて県民に「シェア・ザ・ロード」の浸透とあわせ、ヘルメット着用をはじめとした条例の遵守と実践を徹底して、自転車を安全で快適に楽しく利用できる環境づくりにまい進していかなければなりません。

よって、ここに「ヘルメットの着用は、交通ルールを守り、自らの“命”を守る心がけの証であり交通安全の原点である」との認識のもと、県職員が一丸となって「自転車乗用ヘルメット着用」を促進していくことを宣言します。

平成27年2月10日

愛媛県庁 部局長会